

縦覧

工事番号 産工第 5 号

令和 8 年度

ライスセンター北棟フローコンベア及び湿式集塵装置更新工事 基本設計書

蓬田村大字阿弥陀川 地内

蓬 田 村

1 フローコンベア更新工事

機械設備の仕様条件

区分※に記載がない機器については 新設or既存利用はメーカー判断とする(新設の場合は、既存機器の撤去まで本工事の範囲)。

項 目	機械設備名	区分※	能力等	数量	備考(主な仕様等)
(1) 荷受設備	① コンプレッサ	改造		1基	コンベア更新に伴いエア配管接続・配管ルート変更改造を行うこと。
	② 付帯部品	新設		1式	必要に応じてエア配管ルート変更に伴い、エア配管及び接続部品を設置すること。
(2) 乾燥貯蔵設備	① フローコンベア	撤去	20t(粃)/h	1基	【既存】:FFR200-45400】×1基
	② フローコンベア	新設		1基	
	③ 本体	新設	20t(粃)/h	1組	機長は46m以上とすること。
	④ 伝動装置	新設	5.5kW	1組	コンベア駆動用モータを設置すること。
	⑤ インバータ制御盤	新設		1組	コンベア回転数制御用インバータを設置すること。
	⑥ 自動シャッター装置	新設		4組	ブラシタイプ仕様とすること。
	⑦ シャッター装置落口	新設		4組	コンベア排出部のシャッター装置部の落口部品を設置すること。
	⑧ 屋外仕様中間部	新設		1式	屋外仕様(雨風対応)のL=8400、L=5200機長の中間部を設置すること。
	⑨ 屋外部ローバル塗装費	新設		1組	建屋貫通部など必要個所にローバル塗装を施すこと。
	⑩ コンベア架台	新設		1式	既設コンベア架台の改造あるいは必要であれば新規にコンベア架台を設置すること。 ただし、一部改造、一部新設でも構わない。
	⑪ 付帯部品	新設		1式	正常運用に必要、メーカー標準付帯品を用意すること。
	⑫ シュート配管部品	新設		1式	投入・排出用のシュート配管部品を設置・施工すること。

機械設備の仕様条件

区分※に記載がない機器については 新設or既存利用はメーカー判断とする(新設の場合は、既存機器の撤去まで本工事の範囲)。

項 目	機械設備名	区分※	能力等	数量	備考(主な仕様等)
(3) 集排塵設備	① 集塵ファン	改造	CPF2-No.31/2	1基	コンベヤ更新に伴い集塵ダクト配管ルートの変更改造を行うこと。
	② 付帯部品	新設		1式	ダクト配管材料・接続部品等
	③ クリーナ	改造	V-7Σ	1基	コンベヤ更新に伴いクリーナ配管ルートの変更改造を行うこと。
	④ 付帯部品	新設		1式	クリーナ搬送配管材料等
(4) 電気設備	① 主操作盤	改造		1面	コンベヤ更新に伴う電気回路改造。既存3.7kW→新設5.5kW
	② 操作盤費	改造		1式	電気部品(配線・電流計)
その他	① アスベスト対策が必要であれば製造請負工事で見込む(現在調査中のため、どのような対策が必要かは、監督署に確認後に指示する)。 ② 本工事に係る床、壁、天井、階段、架台等の撤去及び補修、又は増設は本工事範囲とする。ただし、建築確認申請が必要な場合は事前に事業主体に相談すること。 ③ 既存利用機器の補修費用(点検・清掃含む。)は本工事に含まない。ただし、受注メーカーにてアフターメンテナンス対応をすること。 ④ 2年目以降の稼働前補修費用(点検含む。)は本工事に含まない。 ⑤ 不良品引取り費用は本工事で見込むこと。				

2 湿式集塵装置更新工事

機械設備の仕様条件

区分※に記載がない機器については 新設or既存利用はメーカー判断とする(新設の場合は、既存機器の撤去まで本工事の範囲)。

項 目	機械設備名	区分※	能力等	数量	備考(主な仕様等)
(1) 荷受設備	① 粗選機排塵ファン	改造	CPF2-No.3	1基	湿式集塵機更新に伴い集塵ダクト接続・ダクト配管ルートの変更改造を行うこと。
	② 付帯部品	新設		1式	ダクト配管材料・接続部品等
(2) 集排塵設備	① 湿式集塵装置	撤去	230m ³ /min 3.0kW	1基	【既存:MN250SF】×1基
	② 湿式集塵装置	新設		1基	
	③ 集塵機本体	新設	230m ³ /min 3.0kW	1組	既存湿式集塵装置を撤去し、新規に湿式集塵装置を設置すること。
	④ 操作盤費	新設		1組	集塵機用操作盤を設置すること。自立型とすること。
	⑤ 受箱(南棟用)	新設		2組	南棟用の集塵ゴミ受箱を2組用意すること。
	⑥ 付帯部品	新設		1式	集塵ダクト部品、チャッキダンパー含む。
その他	① アスベスト対策が必要であれば製造請負工事で見込む(現在調査中のため、どのような対策が必要かは、監督署に確認後に指示する)。 ② 本工事に係る床、壁、天井、階段、架台等の撤去及び補修、又は増設は本工事範囲とする。ただし、建築確認申請が必要な場合は事前に事業主体に相談すること。 ③ 既存利用機器の補修費用(点検・清掃含む。)は本工事に含まない。ただし、受注メーカーにてアフターメンテナンス対応をすること。 ④ 2年目以降の稼働前補修費用(点検含む。)は本工事に含まない。 ⑤ 不良品引取り費用は本工事で見込むこと。				